

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第33条第2項第1号の規定により、軽減税率等適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ<u>文部科学省初等中等教育局長</u>又は<u>厚生労働省子ども家庭局長</u>に委任されているので、留意する</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、<u>文部科学省初等中等教育局長</u>又は<u>厚生労働省子ども家庭局長</u>が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省生産局長が適當と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p> <p>(乳幼児用の調製粉乳又は調整液状乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)</p> <p>9-4 令第32条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「乳幼児用の調製粉乳又は調整液状乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳若しくは液状乳、幼児の栄養補助となる粉乳若しくは液状乳又は胎児・乳児への栄養補給を目的とした妊娠婦・授乳婦用の粉乳若しくは液状乳として製造される粉乳又は液状乳をいうものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第33条第2項第1号の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ<u>文部科学省スポーツ・青少年局長</u>又は<u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</u>に委任されているので、留意する</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、<u>文部科学省スポーツ・青少年局長</u>又は<u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</u>が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省生産局長が適當と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p> <p>(乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)</p> <p>9-4 令第32条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児への栄養補給を目的とした妊娠婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p>